

<会議録>

【会議名】 笠間市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会（第2回）

【日 時】 令和5年8月25日 午後2時～

【場 所】 地域医療センターかさま 介護予防室

【出席者】 大藏委員長、石本委員、川崎委員、鷹松委員、田所委員、根本委員、室井委員、中嶋委員、石川委員、鈴木委員、塩田委員、富田委員、吉見委員、堀内委員（順不同）

事務局：高齢福祉課、支援業務受託事業者

【欠席者】 湊委員、橋本委員

1. 開会

委員の交代

笠間市連合民生委員児童委員協議会・芥川委員の後任に同協議会・川崎委員が選任。

2. 委員長あいさつ

3. 議事

（1）第9期計画の骨子案について（資料1 笠間市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・成年後見制度利用促進基本計画《骨子案》）

・計画書全体の章立てについて説明。

【質疑】

委 員：第3章基本目標5を今回新たに目標として外出しにしたことです。この部分に関して、これまでも取り組んできたがなかなか難しい部分であったということですが、今後、笠間市として具体的な施策もしくは何か意図しているものはあるのでしょうか。

事務局：基本目標5では、新たに何かやっていくのではなく、今まで積み上げてきたことを充実させ、より力を入れていくことを考えています。在宅において、医療と介護の連携は非常に重要視されています。次回会議の内容となりますが、笠間市では在宅で介護している人に対して、介護用品の購入券を支給しています。これまでは地域支援事業で実施していたが、ここから外れることになりました。外れた後の方法について議論していきたいと考えています。

委 員：表現方法について。2040年を表す際、国の資料では「高齢者人口はピークを迎える」という表現になっている。骨子案と資料2の計画期間では「現役世代が急減」とある。何か意図していることでもあるのでしょうか。

事務局：人口推計の数字を確認して、笠間市において 2040 年にピークがくるのか確認したうえで、再度精査します。

委員：今回、医療計画と介護保険事業計画の改定が同時となっています。医療報酬の改正もあります。私の勤務先では、入院する高齢の患者さんが増えています。また、地域医療構想により、病床の見直しが進んでいます。医療計画との連携を計画の中で考えているのでしょうか。

事務局：計画そのものの連携はしていませんが、現場では介護と医療連携という形で取り組んでいます。

委員：在宅介護と医療連携、医療計画との連携について。今進められている協力医療機関、包括支援センターでの受け皿づくりがあると思う。この部分に関して、計画のなかに盛り込まれてくるという認識でよろしいでしょうか。
また、計画の性格と位置づけ（４）関連計画との位置づけにある第４次地域福祉計画は５か年計画なので、終わりが 2027 年になるのではないかとと思われるので確認いただきたい。

事務局：在宅医療と介護連携ですが、県から在宅医療を進めるということで、積極的役割を担う医療機関と在宅医療の連携を担う拠点に関する調査がきています。笠間市において積極的役割を担う医療機関として、市立病院と立川記念病院があります。市立病院は基幹病院として、手を挙げている状況です。在宅医療の連携を担う拠点としては、地域包括支援センターが平成 27 年あたりからすでに連携、周知啓発を進めています。そのまま継続して連携をしている状況です。

（２）第 9 期計画の案（第 1 章～ 3 章）について（資料 2：笠間市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画 成年後見制度利用促進基本計画《案》総論 第 1 章～第 3 章まで）

【質疑】

委員：高齢者を取り巻く主な課題について、予算があることなので、同じように落とし込んで取り組んでいくのは難しい。課題の優先順位を明確にしてもらいたい。

病院は大人数に対応できません。そのなかで、施設サービスを受けられない人がいて、地域の中で見守られながら暮らしていかないといけない。個人的な意見ですが、地域という班という小さなコミュニティの中で家族と離れて一人住まいで認知症を抱える人が何人かいます。コアな範囲でどのような施策を作っていくのか、どこに力を入れていくのかがあるといい。

事務局：意見として承りたい。

委員：健康づくりの健康診査について。コロナの時、健康診査を受ける人は少なくなっただと思います。健康診査の会場がだいぶ減り、会場まで行けない人がいます。公民館など行きやすい場所でやっていましたが、やらなくなりました。そのあたりを考えてもらい、自分から健康状態を把握して、健康管理に取り組むようになるのではないのでしょうか。

委員長：ご意見としてうかがいたいと思います。

委員：アンケート結果では、以前と比べると、認知症に対する考え方がだいぶ変わってきたという印象を受けました。その一方で「不安に感じる介護」では認知症への対応が多くなっていました。認知症に対する啓発の取り組みは広まっていますが、対応への不安があるところをみると、資料3 認知症基本法の概要について資料がついていますが、新しい法律の理念に基づいた視点を踏まえて、認知症対策を今までとは違った視点で変化してるニーズを踏まえて取り組みを考えてもらいたい。

委員長：ご意見としてうかがいたいと思います。

委員：計画の今後の方向性は2つ。一つは、現在、要支援・要介護になっていない人が要支援・要介護になることをできるだけ遅らせ、予防するの部分。もう一つは、要支援・要介護になった人に対してどういうお手伝いができるのか。この計画の施策体系をみると、1、2が前者で3、4、5、6が後者となる。この部分を分かりやすく分けてもらいたい。

アンケート 17 ページ、外出を控えている人に関して、外出の定義はあるのでしょうか。定義がないと、アンケートに答えた人の定義になってしまう。また、その次の設問の控えるについて。定義はより分からなくなってしまう。定義がないとデータにずれが生じてしまいます。

また、笠間市では健康 21 笠間という計画を作っており、内容も、歩きましょう、しっかり栄養を取りましょうなど良いことが書いてあります。健康茨城 21 の中では、具体的な目標を立てており、笠間市が取り組んでいる健康づくりの施策と組み合わせで解釈できる内容があるなと思っています。笠間市にはヘルスロードが 10 あります。アンケートで外出を控えている理由ではトイレがないというのがありましたが、ヘルスロード内のトイレの箇所を確認して、ない所にトイレを作るという事業の可能性があります。あとは、健康アプリがあります。私も使っています。スマホの操作が分からない人がいたら、教える講座がいくらでも出てくると思います。このように、いろいろ具体的な事業をどう考えるのか、構想が出てくると思います。

委員長：いろいろなご意見ありがとうございます。

委員：〇〇委員のお話も十分必要なことだと思いますが、第４次地域委員会の会議内容は、健康に関する事すべてが入っていました。健康やフレイル予防に関する事はそちらにお任せをして、地域で生活するのに必要なこと、施設の利用、家族の負担をなくすことについて深く考えていかなければなりません。民生委員として地域を見守る活動をしています、一番問題になるのは、皆さんが受けているサービスや施設に対する苦情、「こういうサービスはできません」と言われたなどといった苦情が寄せられています。そういった苦情みたいなものを総合的に相談できるところが一つ欲しいかなと内心感じています。

事務局：サービス事業所への苦情に関しては、市でも指導を行っています。こうした苦情に関しては、直接事業所に伝えることで、改善につながるかと思います。それでも解決できないということであれば、市であったり、国保連合会の窓口を活用していただき、事業所の適正な運営に繋げていければと思います。計画では、介護給付の適正化などで相談の受付について定めていきたいと思っています。そして、事業所への周知、介護サービス利用者に対する周知も図っていききたいと思います。

委員：苦情に対する回答があったと思いますが、民生委員が地域で受けている苦情というのは、介護保険制度のルール上のできること、できないことがあって、ヘルパーさんなどはやってあげたいのはやまやまなのだけど、ここまでできないということで、利用者のニーズが満たされないという苦情なのかなと理解しました。その点で、制度上のルールは当然ありますので、市の体制として、介護保険制度でできない部分をどうカバーしていくような制度と施策を考えていくのか、介護サービス以外の地域でできる仕組みを計画の中でどう位置付けていくのかについて、お願いできればと思います。

（３）第６章・第７章の概略について（資料なし）

- ・資料１の骨子から大きく変更することは考えていない。
- ・第７章の将来推計について（資料４）、タイトルを分かりやすく変更。
- ・詳細は次回の会議で説明する。

（４）今後のスケジュールについて（資料５）

- ・１０月に第３回策定委員会を予定。その後、パブリックコメントを１２月下旬～１月にかけて実施。パブリックコメントに対する対応については、会議体

ではなく資料の郵送で行う。

- ・ 2 月下旬頃に第 4 回策定委員会を予定している。その後、介護保険条令の改正を予定している。

【質疑】

委 員：今後、案が出てくると思うのですが、それは、一つ一つの案ごとに、予算はいくらというところまで出てくるといいますか、予算の項目として立ててあるけれども、予算的な中身にはなっていないのでしょうか。

事務局：予算的な中身にはしていません。

4. その他

事務局：第 3 回は 10 月 19 日（木）に 4 章以降について審議いただきます。

委員の皆さまには、通知を出させていただきます。

5. 閉会